

◆平成22年度指定管理者で目的外使用許可申請をしていた、「駐車場」及び「1階喫茶コーナー」については、以下のとおりになりました。

①駐車場:目的外使用許可から外れることにより、目的外使用許可の申請及び目的外使用料の支払は不要
 <参考>平成22年度 駐車場にかかる目的外使用料:2,868千円

②1階喫茶:これまでは、本市が指定管理者に目的外使用許可を与えていたが、本市が直接事業者にも目的外使用許可を与えることに変更

※業務の基準及び資料8を修正しました。

(金額の単位は円)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	台数	金額	台数	金額	台数	金額	台数	金額
自動販売機	5台	186,000	6台	223,200	7台(※1)	248,000	7台	260,400
無線LAN	6台	18,600	6台	18,600	6台	11,700	6台	11,700 ※2
屋外広告	-	-	2箇所	221,760	2箇所	221,760	2箇所	221,760
簡易IMCS	-	-	2台	0	2台	0	2台	0 ※3

※1 平成21年8月から1台追加され7台

※2 平成21年度から使用料が変更。

※3 簡易IMCS(携帯電話用屋内用小型基地局装置)については、全額減免。